



佐賀県公報

平成18年
12月25日
(月曜日)
第 12848号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○都市計画の変更	(七四三・まちづくり推進課)	一
○"	(七四四・)	四
○"	(七四五・)	五
○"	(七四六・)	五
○道路の区域の変更	(七四七・道路課)	五
○道路の供用開始	(七四八・)	六
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	六
○"	()	七
○競争入札の参加者の資格	(建設・技術課)	七
○伊万里都市計画道路南波多東山代線の環境影響評価書の縦覧(まちづくり推進課)	()	二
公安委員会事項		
◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則	(規則・一四)	三
◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則	()	一五
○ 示		
◎佐賀県告示第七百四十三号		
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。		

平成十八年十二月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

佐賀都市計画道路

- 三・三・二号 環状東線
- 三・四・六号 佐賀駅末次線
- 三・四・七号 東高木線
- 三・四・八号 三溝線
- 三・四・九号 大財新家線
- 三・四・十号 神野町上高木線
- 三・四・十一号 今津線
- 三・四・十二号 上多布施町線
- 三・四・十三号 扇町森田線
- 三・四・十四号 鍋島駅南線
- 三・四・十五号 鍋島駅北線
- 三・四・十七号 上多布施町北島線
- 三・四・十八号 大財修理田線
- 三・四・二十号 新家線
- 三・四・二十一号 江頭線
- 三・四・二十二号 神野町線
- 三・四・二十三号 三溝藤木線
- 三・四・二十四号 若宮新村線
- 三・四・二十五号 上高木鍋島線
- 三・四・二十六号 鍋島中央線
- 三・四・二十七号 津留鍋島線
- 三・五・二十九号 水ヶ江町神野町線
- 三・四・三十三号 大崎南里線
- 三・四・三十四号 水ヶ江町枝吉線

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 三・三・二号 環状東線
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 なし
- (二) 三・四・六号 佐賀駅末次線
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 なし
- (三) 三・四・七号 東高木線
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 なし
- (四) 三・四・八号 三溝線
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 なし
- 三・四・四十四号 大財木原線
- 三・四・四十五号 唐人町上多布施町線
- 三・四・四十六号 唐人町潤線
- 三・四・五十号 白山呉服元町線
- 三・四・五十一号 大財呉服元町線
- 三・四・五十三号 大財藤木線
- 三・四・五十四号 神野町八戸溝線
- 三・四・五十六号 中野森線
- 三・四・五十七号 西中野線
- 三・四・五十八号 藤木土井線
- 三・四・五十九号 藤木西潤線
- 三・四・六十号 藤木線
- 三・四・六十一号 夢咲貝町線
- 三・四・百三号 牛津川上線
- 三・四・百五号 惣座川上線
- 三・四・二百一号 上大津諸富線
- (五) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・九号 大財新家線
- (六) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十号 神野町上高木線
- (七) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十一号 今津線
- (八) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十二号 上多布施町線
- (九) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十三号 扇町森田線
- (十) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十四号 鍋島駅南線
- (十一) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十五号 鍋島駅北線
- (十二) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十七号 上多布施町北島線
- (十三) 追加する部分 なし
- 削除する部分 なし
- 三・四・十八号 大財修理田線

追加する部分 なし
 削除する部分 なし
 (四) 三・四・二十号 新家線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(五) 三・四・二十一号 江頭線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(六) 三・四・二十二号 神野町線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(七) 三・四・二十三号 三溝藤木線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(八) 三・四・二十四号 若宮新村線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(九) 三・四・二十五号 上高木鍋島線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十) 三・四・二十六号 鍋島中央線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十一) 三・四・二十七号 津留鍋島線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十二) 三・五・二十九号 水ヶ江町神野町線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

追加する部分 なし
 削除する部分 なし
 (十三) 三・四・三十三号 大崎南里線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十四) 三・四・三十四号 水ヶ江町枝吉線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十五) 三・四・四十四号 大財木原線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十六) 三・四・四十五号 唐人町上多布施町線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十七) 三・四・四十六号 唐人町渕線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十八) 三・四・五十号 白山呉服元町線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(十九) 三・四・五十一号 大財呉服元町線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(二十) 三・四・五十三号 大財藤木線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

(二十一) 三・四・五十四号 神野町八戸溝線
 追加する部分 なし
 削除する部分 なし

- (甲) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・二百一号 上大津諸富線
- (乙) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・百五号 惣座川上線
- (丙) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・百三号 牛津川上線
- (丁) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・六十一号 夢咲貝町線
- (戊) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・六十号 藤木線
- (己) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・五十九号 藤木西淵線
- (庚) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・五十八号 藤木土井線
- (辛) 追加する部分 なし
削除する部分 なし
三・四・五十七号 西中野線

- 追加する部分 なし
削除する部分 なし
- 佐賀県告示第七百四十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。
平成十八年十二月二十五日
佐賀県知事 古 川 康
- 一 都市計画の種類
伊万里都市計画道路 三・四・四号 平尾脇田線
三・四・五号 伊万里武雄線
三・四・七号 伊万里駅南口線
三・四・十二号 立花台川東線
三・四・十三号 国見台公園線
三・五・八号 八谷搦祇園町線
三・五・十八号 上伊万里駅線
- 二 都市計画を定める土地の区域
(一) 三・四・四号 平尾脇田線
追加する部分 なし
削除する部分 なし
(二) 三・四・五号 伊万里武雄線
追加する部分 なし
削除する部分 なし
(三) 三・四・七号 伊万里駅南口線

追加する部分 なし

削除する部分 なし

(四) 三・四・十二号 立花台川東線

追加する部分 なし

削除する部分 なし

(五) 三・四・十三号 国見台公園線

追加する部分 なし

削除する部分 なし

(六) 三・五・八号 八谷搦祇園町線

追加する部分 なし

削除する部分 なし

(七) 三・五・十八号 上伊万里駅線

追加する部分 なし

削除する部分 なし

●佐賀県告示第七百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十八年十二月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画道路 三・三・二号 二里黒川線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 伊万里市松島町字搦並びに木須町字戸ノ須辺古島、字馬伏

及び字名切

削除する部分 伊万里市松島町字搦及び木須町字馬伏

●佐賀県告示第七百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十八年十二月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

伊万里都市計画道路 一・四・二号 南波多東山代線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 伊万里市南波多町大字府招字長田、字小原及び字古道地内、

大坪町甲字高尾、字石原川内、字平古場、字東犬川及び字永山地内、脇田町字長谷、字平野、字清水、字瓶屋、字沓本谷、字三本谷、字向工田及び長恩寺地内、木須町字藤ノ尾、字名切、字馬伏、字戸ノ須・辺古島及び字古戸渡島地内、松島町字搦地内、二里町大字八谷搦字伊万里二本松、字伊万里三本松、字有田三本松及び字有田五本松地内並びに東山代町大字日尾字銭亀並びに大字長浜字下り松、字長浜一及び字祐蔵坊地内

削除する部分 なし

●佐賀県告示第七百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十二月二十五日から平成十九年一月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		の区域		
	区	間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
一般国道 三三五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九三六番二一地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九三六番九九地先まで	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九三六番九九地先まで	前	一一〇・〇	八八・〇
			後	一一〇・〇	
			後	一一〇・〇	
一般国道 三三五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九三六番二一地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九三六番九九地先まで	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一 九三六番九九地先まで	前	一一〇・〇	八八・〇
			後	一一〇・〇	
			後	一一〇・〇	

●佐賀県告示第七百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十二月二十五日から平成十九年一月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三五号	神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一九三六番二一地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大野一九三六番九九地先まで	平成一八・一二・二五

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年2月13日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年12月25日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成18年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 食とふるさと研究会

(2) 代表者の氏名 名村 逸子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2677番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人はストレス・運動不足、働きすぎと共に肥満と痩せすぎ、という様々な問題を解決するために、食生活の見直しと同時に生活環境の見直しを伝統的な生活や食から学び、その成果を人々の健康的な暮らしに役立てられるようなくみと研究・学習体系作りや支援・情報提供活動を行い、

すべての人が健康で文化的な暮らしができる社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年2月13日までが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年12月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成18年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 コア・サポートHOPE

(2) 代表者の氏名 池田 茂

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2200番地口

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住民参加と相互扶助の精神に基づき、生活上の様々な支援を必要とする人々に対して、安心して暮らせる街づくり・人づくり・仕事づくり・住環境づくりを目指し、経験と知識を集結し、福祉の増進や社会教育の推進を行う事業や地域活動・社会貢献・国際協力のための活動や支援を行う事業を行い、すべての人が健康で文化的な暮らしができる社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

21号）及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の規定に基づき、競争入札に参加することができるものの資格、申請方法等を次のとおり公告する。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日にラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成18年12月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 業種の区分

(1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類による。

(2) 建設関連業務

ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門の2部門による。

ウ 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタント業務の部門による。

エ 地質調査業務

オ 測量業務

カ 環境調査業務

キ その他

2 申請の時期

平成19年1月15日から平成19年1月19日まで。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受付を行う。

平成19年度及び平成20年度において佐賀県が発注する建設工事等について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第

<p>3 申請の方法</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>競争入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる申請書類を添えて申請すること。なお、平成18年9月29日付け佐賀県公報第12812号による申請の時期までに申請書類を提出することが可能であった者で申請していない者を対象とする。</p> <p>ア 県内に本店を有する建設工業者が提出する書類</p> <p>イ 資格審査申請書</p> <p>ロ 80円切手</p> <p>ハ 申請書受理票</p> <p>ニ 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類</p> <p>ホ 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類(写し可)</p> <p>ヘ 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し</p> <p>ヘ 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し</p> <p>コ 平成17年1月1日から平成18年12月31日までの間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通知書の写し</p> <p>ク 平成18年9月30日の時点において有効なISO(国際標準化機構)9001及びISO14001の認証(財団法人日本適合性認定協会又はIAF(国際認定機関フオーラム)における国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限り)を受けている場合は、その登録証の写し</p> <p>ケ 平成18年9月30日の直前2年間に建設業許可を取得し3年以上経過している県内に本店を有する建設工業者同士の合併又は営業譲渡をしている場合は、合併・営業譲渡に係る申告書、合併・営業譲渡に係</p>	<p>る契約書の写し、合併・営業譲渡をした建設業者の建設業許可通知書の写し、合併・営業譲渡により建設業許可を全部廃業した建設業者の廃業届の写し及び合併・営業譲渡に係る総合評定値通知書の写し又は佐賀県に提出した総合評定値請求書の写し</p> <p>コ 経営事項評価点数の対象期間に、建設業以外の日本標準産業分類へ進出し、500万円以上支出している場合(新会社設立又は共同出資にて新会社を設立している場合を含む。)は、新分野進出申告書、建設業以外の産業分類の事業を行っていないことを証明する書面の写し及び新分野進出に要した支出(500万円以上)を証明する書面の写し。さらに、新会社を設立した場合は、新会社の商業登記簿謄本及び定款の写し</p> <p>ク 平成18年9月30日の時点において、障害者を雇用している場合(障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合を除く。)は、障害者雇用に係る申告書、身体障害者手帳、佐賀県障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿、職員名簿の写し又は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。さらに、障害者雇用促進法に基づき身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成18年6月1日の時点の報告書の写し</p> <p>ケ 平成18年9月30日の直前2年間に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業後6か月以内に採用し、その者が平成18年9月30日の時点において在籍する場合は、新規学卒者雇用に係る申告書、卒業証書又は卒業証明書(写し)、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項</p>
--	---

<p>審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿又は職員名簿の写し及び採用時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し</p> <p>(セ) 平成18年9月30日の時点において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に規定する高年齢者雇用確保措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業及び介護休業について、就業規則又はこれに準ずるもので定めている場合は、高年齢者雇用制度・男女共同参画制度の措置に係る申告書及び平成18年9月30日までに労働基準監督署に提出した就業規則の写し又は就業規則に準ずるものの写し</p> <p>(イ) 平成18年9月30日の直前2年間に2回以上のボランティア等地域貢献献活動をした場合は、ボランティア等地域貢献活動報告書及び当該活動の事実を客観的に確認できるもの</p> <p>(ウ) 平成18年9月30日の時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、1号会員については、建設業労働災害防止協会の加入証明書、2号会員については、建設業労働災害防止協会の加入証明書及び所属団体に加入していることの証明書</p> <p>(ク) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成15年8月1日から平成18年9月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書の写し。</p> <p>なお、この期間に完成検査を受け、工事成績評定通知書を受領していない場合は、平成14年10月1日から平成18年9月30日までの請負契約書の写し(当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。)</p> <p>(カ) 建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事への入札参加を希望するもので、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(C</p>	<p>PDS)を受講している場合は、平成18年9月30日の時点における学習履歴証明書の写し</p> <p>また、建設工事のうち建築一式工事への入札参加を希望するもので、社団法人日本建築士会の継続学習制度(CPD)を受講している場合は、平成18年9月30日の時点における研修履歴証明書の写し</p> <p>(ク) 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領第5条第4項の規定により現等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書</p> <p>(ハ) 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿の写し</p> <p>(ニ) 建設工事のうち舗装工事、電気工事、管工事及び造園工事への入札参加を希望するもので、平成18年9月30日の時点において有効な資格(舗装工事にあつては「舗装施工管理技術者」、電気工事にあつては「電気工事士」、管工事にあつては「空気調和設備配管・冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・配管工」、造園工事にあつては「造園」の資格)を有する技能士等がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し</p> <p>なお、当該技能士等が、(ハ)に規定する技術職員名簿の写しに記載され、確認できる場合は、不要。</p> <p>(ヒ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(フ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>イ 県外に本店を有する建設工事業者が提出する書類</p> <p>(ヘ) アの(ウ)から(イ)までに掲げる書類</p> <p>(ホ) 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技術職員名簿の写し</p> <p>(ヘ) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委</p>
---	--

<p>任状</p> <p>(ウ) 建設業の許可を受けた営業所に契約について委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し ウ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者が提出する書類</p> <p>(ク) アの(ク)から(ケ)まで及びイの(ク)から(ケ)までに掲げる書類</p> <p>(カ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(イ) アの(イ)から(オ)までに掲げる書類</p> <p>(イ) 入札参加を希望する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し</p> <p>(ウ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し(国の受付印が確認できるものに限る。)</p> <p>(ウ) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書(入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。)</p> <p>(ウ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(イ) アの(イ)から(オ)まで及びエの(イ)から(オ)までに掲げる書類</p> <p>(イ) 入札参加を希望する業種(土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。)につ</p>	<p>任状</p> <p>(ウ) 建設業の許可を受けた営業所に契約について委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し ウ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者が提出する書類</p> <p>(ク) アの(ク)から(ケ)まで及びイの(ク)から(ケ)までに掲げる書類</p> <p>(カ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(イ) アの(イ)から(オ)までに掲げる書類</p> <p>(イ) 入札参加を希望する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し</p> <p>(ウ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し(国の受付印が確認できるものに限る。)</p> <p>(ウ) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書(入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。)</p> <p>(ウ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(イ) アの(イ)から(オ)まで及びエの(イ)から(オ)までに掲げる書類</p> <p>(イ) 入札参加を希望する業種(土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。)につ</p>
<p>い国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 建築関係建設コンサルタント業務(建築士事務所部門に限る。)への入札参加を希望する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(2) 申請書様式の入手方法</p> <p>佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)からダウンロードできます。</p> <p>なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。</p> <p>(3) 申請書類の提出場所及び提出方法</p> <p>申請書類は、次の場所に持参により提出すること。</p> <p>佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟8階(県土づくり本部建設・技術課)</p> <p>4 申請書類の作成に用いる言語等</p> <p>申請書類は、日本語で作成すること。</p> <p>申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>5 競争入札に参加することができない者</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの</p> <p>(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者</p>	<p>い国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 建築関係建設コンサルタント業務(建築士事務所部門に限る。)への入札参加を希望する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(2) 申請書様式の入手方法</p> <p>佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)からダウンロードできます。</p> <p>なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。</p> <p>(3) 申請書類の提出場所及び提出方法</p> <p>申請書類は、次の場所に持参により提出すること。</p> <p>佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟8階(県土づくり本部建設・技術課)</p> <p>4 申請書類の作成に用いる言語等</p> <p>申請書類は、日本語で作成すること。</p> <p>申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>5 競争入札に参加することができない者</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの</p> <p>(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者</p>

<p>(4) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない建設工事業者</p> <p>(5) 申請を行うおとする建設工事の種類について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない建設工事業者</p> <p>6 競争入札参加資格の認定</p> <p>申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施工成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。</p> <p>5の競争入札に参加することができない者に該当する者は、競争入札参加資格がないと認定する。</p> <p>7 資格審査結果の通知</p> <p>「入札参加資格決定通知書」により通知する。</p> <p>8 資格の有効期間及び更新手続</p> <p>競争入札参加資格の有効期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成21年3月31日までとする。</p> <p>上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成20年9月頃に平成21年度及び平成22年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。</p> <p>9 競争入札参加資格の取消し</p> <p>申請書類に虚偽の記載をした者及び5の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>10 問い合わせ先</p> <p>佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県土づくり本部建設・技術課入札契約担当 電話 0952-25-7102</p>	<p>佐賀県環境影響評価条例施行規則(平成11年佐賀県規則第46号)第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例(平成11年佐賀県条例第25号)第20条第2項の規定により伊万里都市計画道路南波多東山代線の環境影響評価書を作成したので、同条例第22条の規定により次のとおり公告します。</p> <p>平成18年12月25日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 都市計画決定権者 佐賀県知事 古川 康</p> <p>2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(1) 名称 伊万里都市計画道路 南波多東山代線</p> <p>(2) 種類 一般国道の新設</p> <p>(3) 規模</p> <p>ア 延長 約6.6キロメートル</p> <p>イ 車線の数 4車線</p> <p>3 都市計画事業が実施されるべき場所</p> <p>(自) 佐賀県伊万里市南波多町</p> <p>(至) 佐賀県伊万里市東山代町</p> <p>4 関係地域の範囲 佐賀県伊万里市</p> <p>5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(1) 縦覧場所</p> <p>ア 国土交通省佐賀国道事務所調査第二課</p> <p>イ 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課</p> <p>ウ 伊万里市建設部都市開発課</p> <p>(2) 縦覧期間</p> <p>平成18年12月25日(月)から平成19年1月31日(水)まで。</p> <p>ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第</p>
--	--

178号) に規定する休日並びに12月29日から1月3日まででは警視でせせ
ん。

(3) 発覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十五日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第十四号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の佐賀県武雄警察署の橋下警察官駐在所の項中「、大字大崎(久津具)」を削り、同表の佐賀県武雄警察署の大崎警察官駐在所の項中「(久津具を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十五日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第十五号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)に規定する事務の項中

第11条第1項	犯罪被害者等給付金の支給の裁定	を
第12条第1項	仮給金の支給の決定	

「第11条第1項 犯罪被害者等給付金の支給の裁定」に改める。

別表第二の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に規定する事務の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷